

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、奈良市、生駒市、平群町及び曽爾村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成三十年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

奈良市

生駒市

平群町

曽爾村

二 調査を行った期間

奈良市 平成二十七年六月十九日から平成二十九年三月十四日まで

生駒市 平成二十八年六月十四日から平成二十九年八月一日まで

平群町 平成二十八年五月二十七日から平成二十九年十二月十日まで

曽爾村 平成二十六年十一月一日から平成二十九年二月二十日まで

三 成果の名称

奈良市都祁相河町の一部の地籍図及び地籍簿

生駒市鹿畑町の一部の地籍図及び地籍簿

平群町（大字上庄、大字三里及び大字梨本の各一部）の地籍図及び地籍簿

曽爾村（大字長野の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

奈良市都祁相河町の一部の地域

生駒市鹿畑町の一部の地域

生駒郡平群町大字上庄、大字三里及び大字梨本の各一部の地域

宇陀郡曽爾村大字長野の一部の地域

五 認証年月日

奈良市 平成三十年四月二十六日

生駒市 平成三十年五月三十一日

平群町 平成三十年六月二十九日

曽爾村 平成三十年四月二十六日